

# 建設技術審査証明事業－土木系材料・製品・技術－の紹介 ～(財)土木研究センターの実施方針～

## 1. はじめに

公共事業においては、新技術の積極的な導入による品質の向上、安全性の向上や環境負荷の低減が求められています。現在、公共事業の業務や工事の発注は、総合評価落札方式に足早に移行し、新技術を活用することが評価点アップに反映されるように各地方整備局などで試行がなされているところです。

「建設技術審査証明事業」（以下、「証明事業」という。）は、民間において研究・開発された技術を建設事業に適正に反映させ、新技術の積極的な導入により建設技術水準の向上を図ることを目的とした事業であり、昭和62年の建設大臣告示に基づいて建設大臣から認定を受けた14の公益法人が行ってきました「民間開発建設技術の技術審査・証明事業」を引き継いで行っている事業です。

財団法人土木研究センター（以下、「当センター」という。）は、昭和62年の大臣認定事業の創設時から、積極的に取り組んできました。建設技術審査証明協議会による証明事業となってからも、平成19年度末までに約150の技術について、技術審査を行って建設技術審査証明書（以下、「審査証明書」という。）を交付し、普及活動に努めるとともに、証明技術に対するフォローアップ（見直しやアドバイス）を行っています。

ここでは、当センターの証明事業への取組みに

ついて、実施方法や技術審査の方針などを中心にご紹介します。

## 2. 「建設技術審査証明事業」の背景と仕組み

「建設技術審査証明事業」は、昭和62年に旧建設省が新しい建設技術開発の振興とその活用促進のために、「民間開発建設技術の技術審査・証明事業」として設立した制度が基となっています。この制度では高度な技術審査を中立的立場で行う必要性から、当センターを含む14の公益法人が、順次、建設大臣より事業認定を取得し、積極的に推進してきました。しかし、平成13年の省庁再編を機に、この制度も平成13年1月5日に廃止されました。

この大臣認定事業は、官公庁が新技術を採用するに当たって有力な判断材料となり、また、民間にとっても新技術を普及するための有力な手段となることから、事業の廃止は大変惜しまれました。そこで、平成13年1月10日に、大臣認定事業を行ってきた14の公益法人の代表者が発起人となり、「建設技術審査証明協議会」（以下、「協議会」という。）を組織することとなりました。

この協議会の目的としては、「協議会の会員が実施する『建設技術審査証明事業』の透明性、公平性及び客観性の確保並びに社会的信頼性の維持を図り、もって建設技術の向上に寄与する。」こととしています。

表-1 建設技術審査証明協議会会員と審査対象技術（平成20年5月現在）

機関名	審査対象技術	機関名	審査対象技術
(財)国土技術研究センター	一般土木工法	(財)土木研究センター	土木系材料・製品・技術
(財)日本建設情報総合センター	建設情報技術	(社)日本測量協会	測量技術
(社)日本建設機械化協会	建設機械化技術	(財)ダム技術センター	ダム建設技術
(財)日本建築センター	建築技術	(財)建築保全センター	建築物等の保全技術
(財)砂防・地すべり技術センター	砂防技術	(財)道路保全技術センター	道路保全後術
(財)下水道新技術推進機構	下水道技術	(財)先端建設技術センター	先端建設技術
(財)都市緑化技術開発機構	都市緑化技術	(財)日本地図センター	地図調整技術
(財)ベターリビング	住宅等関連技術		

協議会の主な活動内容は、主に以下のものです。

- (1) 建設技術審査証明事業実施基準の作成等
- (2) 建設技術審査証明事業の実施に関する情報交換
- (3) 建設技術審査証明事業の広報および普及活動

平成20年5月現在、表-1に示す15の公益法人が会員となり、協議会が組織されています。詳細については、協議会ホームページ (<http://www.jacicnet.jacic.or.jp/sinsa/>) で閲覧することができます。

### 3. 当センターの実施方針

#### 3.1 対象とする技術分野

当センターが対象とする技術分野は、「土木系材料・製品・技術」です。地盤・施工、河川・海岸、道路、耐震・耐風、橋梁に関わる「土木系材料・製品・技術」に関する開発技術を対象としています。

当センターでは、旧建設省土木研究所の出身者を始め、材料・施工、河川・海岸、道路、耐震、橋梁などの研究経験のある技術者が所属しており、技術審査に対応しています。

図-1は、当センターで技術審査され、審査証明書が交付された、平成20年5月末時点で有効期限内にある技術の分野の割合を示したものです。図によると、地盤、コンクリート、河川、道路、橋梁、鉄筋など、土木分野全般にわたっていることがわかります。

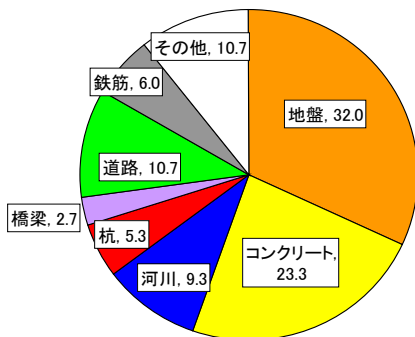


図-1 当センターの審査証明書交付技術の分野 (平成20年5月末時点で有効期限内の技術) (%)

#### 3.2 技術審査の選定方針

当センターでは、依頼者から技術審査の依頼があった場合の受付基準として以下の(1)～(11)を定めています。すべての基準を満たした技術が技術審査の対象となります。

- (1) 使用実績があるか、または開発を終了し、実物を用いて性能確認試験が行われている。
- (2) 建設技術の向上に寄与する。
- (3) 建設事業において市場性がある。
- (4) 技術内容の確認が定量的に明確である。
- (5) 技術内容を審査証明委員会で説明できる。
- (6) 日本語による申請と説明がされている。
- (7) 違法性のある技術ではない。
- (8) 審査証明委員会が指示する試験等を依頼者の経費負担で実施できる。
- (9) 審査証明委員会が審査に著しく労力、時間、経費を要するものではない。

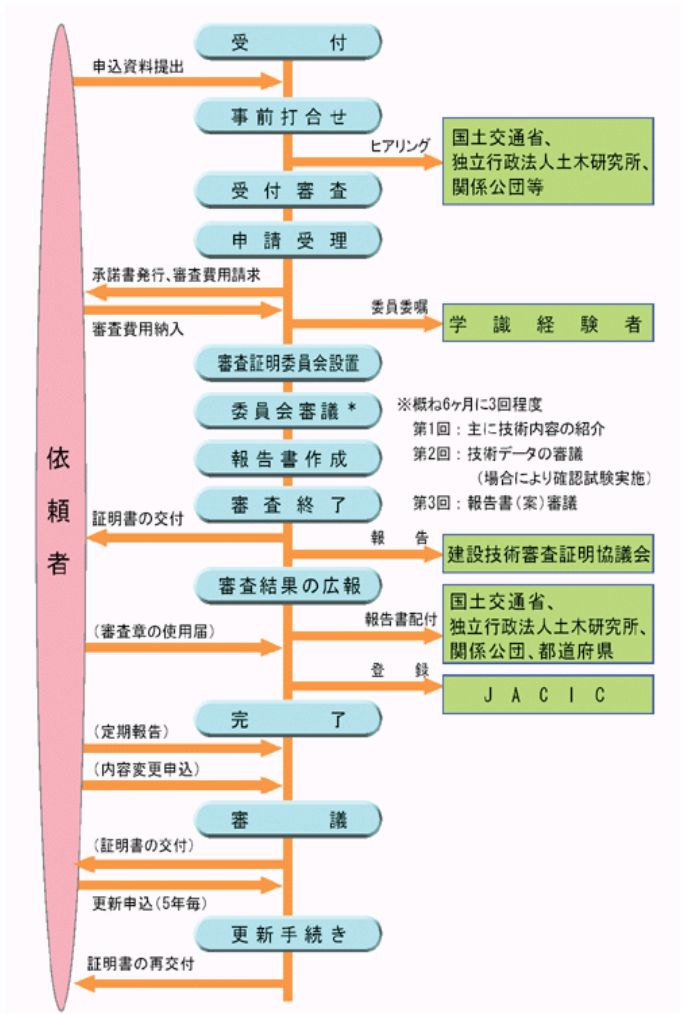


図-2 当センターの実施フロー

## 土研センター

(10) 技術の使用マニュアルの整備がなされている。

(11) 社会的信用の高い法人が審査申請している。

技術審査を受け付ける際には、性能の確認が科学的に行われていること、使用者の便宜を考慮して、使用マニュアルが整備されていること等について、特に重点をおいて確認をしています。

依頼された技術審査の受け付けの可否は、技術系役員により構成する受付審査会で判断します。

### 3.3 技術審査の方法の概要

依頼を受け付けた技術は、図-2のようなフローで技術審査を進めます。審査証明委員会は、学識経験者、発注者側技術者並びに当センターの技術者等で構成し、依頼者の作成した依頼書、技術説明書などを参考にして、原則的に3回の審査証明委員会（内1回は実物や使用状況確認のための現地での委員会）を開催して技術審査を行い、建設技術審査証明報告書を作成します。

### 3.4 審査証明書を交付された技術の広報

当センターでは、審査証明書を交付された技術（以下、「審査証明技術」という。）を発注者並びに使用者にできるだけ広く知っていただけるように、以下に示すような種々の広報を行っています。

- (1) 建設技術審査証明報告書、あるいは技術内容の概要書（A4版見開き4ページ、図-3にその表紙の例を示す。）を国土交通省、都道府県等の公共工事発注機関や会社、関係研究機関等へ配布
- (2) 当センター発行の月刊誌「土木技術資料」で審査証明技術を紹介し、併せて同誌への広告



図-3 審査証明技術の概要書の例

掲載（掲載希望技術のみ）

(3) 協議会が主催する「建設技術審査証明技術報告会」（‘国土交通省技術研究発表会’と同じ日程で、同発表会場に隣接する会場で年1回開催）での参加・発表（発表希望技術のみ）

(4) 当センターおよび協議会ホームページに審査証明技術の一覧および概要の掲載

### 3.5 審査証明技術のフォローアップ

科学技術の進歩と共に各種の技術基準、安全基準などが改正されます。また、技術審査を受けた技術も開発者の意欲によって技術の改善・改良や適用分野の拡大等が行われていきます。

そのため、審査証明技術については、5年ごとに技術内容の確認を行い、技術の内容に変化が生じた場合には変更内容の適切性について再度技術審査を行い、問題がなければ技術審査内容の変更を行い、審査証明書を交付しています。また、内容の変更のない場合には審査証明書の有効期間の更新をしています。このため審査証明書が交付されている技術は、常に最新の技術規定等に適合する、安心して使用できる技術となっています。

## 4. 技術審査の進め方と審査証明書の交付

### 4.1 技術審査の進め方

技術審査を依頼する依頼者は、当センターの技術審査の窓口となっている企画・審査部の担当者に事前に連絡をしていただき、技術の概要について説明を行っていただくとともに、技術審査の進め方の説明を受けます。技術水準が受け入れ水準に達しているものであれば、様式に則った技術概要説明書および建設技術審査証明報告書の原案の作成を行います。技術を実証する試験が不備な場合やさらに詳しい検討が必要だと思われる技術に対しては、当センターの担当技術者が追加試験やその方法等についての相談に応じています。

なお、審査証明技術の名称については、必ず商標登録の確認を行っています。また、技術審査に特許の有無は、直接関係しませんが、技術審査では詳細な技術内容の提示が必要となるため、事前に特許出願をしておくことをお勧めしています。

当センターの審査・証明の実施要領や、各種の

申請用紙等は当センターのホームページに公開されています。

(<http://www.pwrc.or.jp/shinsa.html>)

#### 4.2 審査証明書等の交付

技術審査に要する期間は、通常6ヶ月程度です。技術審査の終了した技術には当センターの理事長名で審査証明書が交付されます。

審査証明書には、

- ① 技術開発の趣旨
- ② 開発目標（審査の項目）
- ③ 審査証明の結果
- ④ 審査証明の前提
- ⑤ 審査証明の範囲
- ⑥ 留意事項

等が記されています。図-3に示した審査証明技術の概要書の表紙には、審査証明書のコピーが図柄として印刷されています。

#### 4.3 審査章

審査証明技術には、そのことを示す審査章を貼り付けたり、カタログに印刷することが認められています。図-4は、その審査章のデザインです。中心の図柄は、優れた工人で古代最大の発明家ダイタロス像と、中国最古の「技」の文字からなっています。この図柄は、西洋の技術と東洋の技術の融和的位置に新しい建設技術が多く見出されること、さらにこれらの技術と建設技術審査証明事業が太陽のように光輝くものでありたいという願いを込めて作成されたもので、協議会会員だけが審査証明書が交付された技術に与えることが許されています。

協議会会員は、この審査章を協議会会員の名称や審査証明書の証明番号、有効期間等を記して審査証明書が交付された技術に与えています。

#### 5. おわりに

公共工事等に審査証明書が交付された優れた新技術を活用することは、土木工事の品質の向上、安全性の向上や環境負荷の低減に非常に役立つものと思われま。

「建設技術審査証明事業」は、国土交通省による「公共工事における新技術活用促進システム」をデータベース化した新技術情報提供システム(NETIS)においても評価されています。審査証明技術は、登録の際に星マークが付けられており、この技術を採用する関係発注機関からも学識者等により審査された優れた技術であることが確認できます。今後も新技術の開発が活発に行われ、多くの「土木系材料・製品・技術」に関する新技術が、当センターの「建設技術審査証明事業」を活用され、普及されることを期待します。

現在、有効期限内にある審査証明技術の一覧につきましては、土木研究センターのホームページ(<http://www.pwrc.or.jp/list-number.html>)をご覧ください。

また、建設技術審査証明協議会のホームページ(<http://www.jacicnet.jacic.or.jp/sinsa/>)では、キーワードから検索することも可能です。



図-4 審査章